

令和 6 年 度

Izu you（移住）デジタル広告配信業務委託
公募型簡易プロポーザル方式実施要領

令和 6 年 5 月

静岡県 伊豆市

総合政策部 企画財政課

目次

I. 目的

- 1 業務の目的

II. 業務概要

- 1 業務名称
- 2 業務内容
- 3 業務委託期間
- 4 提案限度額
- 5 その他

III. 応募要領

- 1 応募方式
- 2 応募資格要件
- 3 技術者要件
- 4 事務局
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出・手続き等
- 6 審査体制・基準・方法
- 7 その他留意事項
- 8 担当職員等との接触の禁止
- 9 実施スケジュール

I. 目的

1 業務の目的

本業務は、伊豆市外在住の UIJ ターンに興味関心のある者および市内在住者に対して、様々な情報発信手法から、最も有効であるものを活用してプロモーションを行うことにより伊豆市の子育て支援における魅力を発信し移住・定住人口の増加を推進することを目的とする。

業務の実施に当たっては、価格競争よりも業務の企画力等を重視するものであることから、十分な実務経験を有した事業者をプロポーザル方式により広く募集し、予算の範囲内でより良い提案が得られる契約候補者を選定するものである。

Ⅱ．業務概要

1 業務名称

令和6年度 Izu you（移住）デジタル広告配信業務委託

2 業務内容

令和6年度 Izu you（移住）デジタル広告配信業務委託仕様書のとおり。

ただし、この業務内容は、受注者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示すものであり、提案者の企画提案内容を制限するものではない。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

4 提案限度額

3, 0 0 0, 0 0 0 円（税込）

5 その他

（1） 契約の締結

プロポーザルにより決定された技術者及び事業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

（2） 参加報酬

なし

Ⅲ. 応募要領

1 応募方式

企画提案書及びプレゼンテーションによる公募型簡易プロポーザル方式

2 応募資格要件

令和6年度 Izu you（移住）デジタル広告配信業務委託プロポーザルに係る応募資格は、応募代表者を予定業務の管理技術者とし、担当技術者を加えたチームによる業務実施体制を形成し、次の(1)から(9)までに掲げる応募資格要件をすべて満たした法人または団体であること。

- (1) 令和元年度以降公告日までに、国または地方公共団体が発注した同種業務（デジタル広告の配信）を元請けとして履行した実績を1件以上有する者であること。
- (2) 静岡県内に本社を有する法人又は団体であり、発注者と円滑な連絡調整ができること。
- (3) 伊豆市入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録者においては、令和6年5月24日（金）までに入札参加資格申請の手続きを行うこと。
- (4) 「3 技術者要件」に示す条件を満たす管理技術者を確実に配置できる者であること。
- (5) 公告の日から契約締結までの間、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市告示第66号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 技術者要件

(1) 管理技術者

令和元年度以降公告日までに、国または地方公共団体が発注した同種業務（デジタル広告の配信）を業務責任者または業務担当者として履行した実績を1件以上有する者であること。

(2) その他

- ① 管理技術者の業務実績については、前所属の企業等での業務責任者または業務担当者としての実績も可とする。

- ② 提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させること。
- ③ 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、市の承認を得て変更できるものとする。
- ④ 管理技術者及び担当技術者は、本業務における他の提案者の技術者になることはできない。

4 事務局

令和6年度 Izu you（移住）デジタル広告配信業務委託のプロポーザル選考委員会事務局（以下「プロポーザル事務局」という。）は、総合政策部企画財政課とする。

住 所：〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

電 話：0558-72-9873 ファックス：0558-74-3067

E-mail：seisaku@city.izu.shizuoka.jp

ホームページ：<http://www.city.izu.shizuoka.jp>

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで

5 参加表明書及び企画提案書の提出・手続き等

（1）実施要領等の公表について

本市のホームページに掲載する。

（2）参加表明書及び企画提案書の提出について

① 提出書類

◎提出部数 正本1部、副本8部、電子データ1部（PDF形式、CD-R）

各書類はホッチキス留め等せず、ダブルクリップ等により簡易に束ねた形でプロポーザル事務局へ提出すること。

ア 参加表明書（様式1-1）

イ 応募資格がある旨の誓約書（様式1-2）

ウ 会社概要書（様式1-3）

エ 参加表明者の実績調書（様式2-1）

オ 配置予定管理技術者の実績調書（様式2-2）及び資格証明書の写し

カ 企画提案書の提出書（様式3）

キ 業務実施体制書（様式4）

※業務体系図含む

ク 担当技術者経歴書（様式5）

※キ業務実施体制書で記載した全ての技術者の経歴を記載

※管理技術者については、国または地方公共団体が発注した同種業務（デジタル広告の配信）における監督員通知等、業務責任者または業

務担当者としての実績を証明できるものを添付すること。

ケ 参考見積書及び積算内訳書（様式自由）

※宛名を「伊豆市長」とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの

コ 企画提案書（様式自由・A4版（横上とじもしくは縦左とじ）・30ページ以内、各ページには一連のページ番号を記載すること、表紙は任意様式で作成すること）

※企画提案書は提案者が特定できる記述（社名、氏名、事務所名、記号、電話番号、メールアドレス、住所など）を入れないこと。また、下記に示すテーマに関する記述の記載箇所が分かるように工夫すること。

（ア） 業務実施方針

業務工程表を含むこと。

（イ） 提案内容（特定テーマ）

テーマ：他市町と比較しても本市の子育て支援策が優れている事を分かりやすく効果的に発信する方法の提案

追加提案：本市にとって有益となる独自提案

（ウ） 構成

1	業務実施方針	・基本的な考え方、業務への理解 ・具体的な取組方針
2	業務工程表	・履行期間内での効果的な情報発信を実施するための工程
3	テーマ	・他市町と比較しても本市の子育て支援策が優れている事を分かりやすく効果的に発信する方法の提案
4	追加提案	・提案額内で対応できる追加提案

（エ） 留意事項

- ・本書及び令和6年度 Izu you（移住）デジタル広告配信業務委仕様書の内容を踏まえ作成すること。
- ・できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には注釈をつけること）、分かりやすく具体的に作成すること。
- ・本市の子育て支援施策を理解し、本市の課題や問題点等を踏まえた上で、本市にとって有益になると思われるものは、積極的に提案すること。

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期限：令和6年5月27日（月）17時（必着）

エ 提出方法：持参または郵送（書留または特定記録郵便）

(3) 質疑について

① 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式6）を提出する。

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期間：令和6年5月15日（水）17時まで

ウ 提出方法：電子メール

③ 質問に関する回答

ア 質問及び回答は本市のホームページにて随時回答するが、最終回答は令和6年5月17日（金）とする。

イ 回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

6 審査体制・基準・方法

(1) 審査体制

選考は令和6年度 Izu you（移住）業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による。

(2) 審査基準

① 審査は、別表（令和6年度 Izu you（移住）デジタル広告配信業務委託公募型プロポーザル審査基準）に基づいて、提出された企画提案書等について採点を行い、最高得点事業者を契約候補者として選定する。

② 契約候補者は最低基準点（満点の60%）に満たない場合は契約候補者として選定しない。

(3) 審査方法

審査は2回行う。1次審査による応募資格要件に係る審査、2次審査では点数方式によって実施する。2次審査に進んだ提案者についての審査は得点で評価され、その最高得点者を契約候補者として選定する。

① 1次審査

・参加表明者が4者以上の場合は、応募資格要件に係る審査及び事前審査（企画提案書審査）を実施し、2次審査の参加者を上位3者とする。

・参加表明者が3者以内の場合は、応募資格要件に係る審査を実施する。

1次審査の結果は、参加表明者全員に通知する。

② 2次審査（ヒアリング）

2次審査は企画提案書の評価を行う。ヒアリングを実施し審査委員会により契約候補者を選定する。審査委員会の審査は非公開とする。

2次審査（ヒアリング）要領

・審査日時：令和6年6月6日（木） 時間は未定

- ・審査場所：伊豆市役所 2階 特別会議室（予定）
（対象者に指定時間、場所等を通知する。）
- ・実施時間：1者につき25分程度（説明20分以内、質疑応答5分程度）
- ・出席者：管理技術者、各分野に配置を予定する技術者を含めて3名以内
- ・内容：提出した企画提案書のアピールポイント等について説明すること。
- ・留意事項：説明はパワーポイント等の使用を認めるが、提出された企画提案書に基づくものとする。プロジェクター（HDMI接続）とスクリーンのみ事務局が準備する。

7 その他留意事項

（1）著作権等

- ① 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、本市に帰属するものとする。
- ② 契約締結先の提出図書に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- ③ 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

（2）提出図書の使用及び取扱い

- ① 本市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において、市が必要と認めるときに、提出図書が無償で提案者に承諾なく使用又は第三者に使用許可することができる。
- ② 本市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ③ 本市は、委託者選定後、選定された委託者の提出図書に拘束を受けないものとする。
- ④ 応募された企画提案書は返却しない。

（3）企画提案書の作成及び提出等に要する費用及び2次審査におけるヒアリングの出席に要する費用は参加表明者の負担とする。

（4）提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。

（5）提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。 また、提出図書に記載した配置予定の管理技術者などは、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、本市の承認を要する。

（6）審査により特定された契約候補者との予定業務における随意契約締結に向けた手続きを行う。

8 担当職員等との接触の禁止

参加表明書を提出した者の職員（チーム構成員含む）は、最も優れた提案者として特定されるまでの間、事務局職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの

手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本公告後、選考委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

なお、接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とする。

9 実施スケジュール

公告日及び 実施要領公表（本市HPに掲載）	令和6年5月8日（水）
参加表明書及び企画提案書の提出期間 （持参または郵送）	令和6年5月8日（水）～5月27日（月）
質問受付期限	令和6年5月15日（水）
質問に対する回答期限	令和6年5月17日（金）
1次審査の選定通知	令和6年5月31日（金）
2次審査（説明及びヒアリング）	令和6年6月6日（木）
2次審査の特定通知	令和6年6月11日（火）まで
見積書提出期限 ※特定者との詳細協議のうえ	令和6年6月17日（月）
契約締結（予定）	令和6年6月20日（木）